

千葉県病院事業経営会議設置要綱

(目的)

第1条 病院事業管理者の経営意思決定に資することを目的として、千葉県病院局に病院事業経営会議（以下「病院経営会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 病院経営会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 審議事項

- ①経営計画に関すること。
- ②予算編成に関すること。
- ③主要な設備投資に関すること。
- ④主要な資産処分に関すること。
- ⑤人事制度の運用に関すること。
- ⑥職員採用計画の立案に関すること。
- ⑦その他病院事業の主要な運営に関すること。

(2) 報告事項

- ①決算（月次・年次）に関すること。
- ②人事制度の運用に関すること。
- ③職員数（現員数・採用者数・退職者数等）に関すること。
- ④その他病院事業の運営に関すること。

(組織)

第3条 病院経営会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、病院事業管理者をもって充てる。
- 3 会長は、病院経営会議の事務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 病院経営会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

(事務局)

第5条 病院経営会議の運営を円滑に推進するため、事務局を経営企画課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、病院経営会議に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

別表1

病院局次長

市立青葉病院長

市立海浜病院長

経営企画課長

管理課長

市立青葉病院事務局事務長

市立海浜病院事務局事務長

(代理出席)

病院長が出席できないときは、副院長を代理とする。